

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文目次

○水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（第二条関係）	1
○郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（第三条関係）	2
○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（第四条関係）	4
○郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（第五条第一号関係）	6
○公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（第五条第二号関係）	7
○植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）（第五条第三号関係）	8
○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（第五条第四号関係）	9
○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第五条第五号関係）	10
○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第五条第六号関係）	17
○郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（第五条第七号関係）	21
○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（第六条関係）	22
○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（第七条関係）	28
○郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（第八条関係）	29
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第九条関係）	30
○地方税法（第十条関係）	32
○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第十一条関係）	34
○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第十二条関係）	36
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第十三条関係）	37
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第十四条関係）	38
○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第十五条関係）	40

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第十六条第一号関係）	42
○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第十六条第二号関係）	43
○消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（第十七条関係）	44
○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（第十八条関係）	46
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（第十九条関係）	48
○公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）（第二十条関係）	50
○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第二十一条関係）	51
○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第二十二条関係）	53
○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（第二十三条関係）	55
○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第二十四条関係）	69
○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五号）（第二十五条関係）	73
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）（第二十六条関係）	74
○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第二十七条関係）	75
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（第二十八条関係）	76
○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）（第二十九条関係）	78
○日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）（第三十条関係）	80
○郵政改革法（平成二十二年法律第 号）（第三十一条関係）	84
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三十二条関係）	87
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第三十三条関係）	89

○水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ日本郵政株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル）又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>	<p>第九条（略）</p> <p>②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便事業株式会社ノ事業所又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>

○郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政株式会社（以下「会社」という。）が行う。</p> <p>（任命）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となること ができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p>	<p>第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が行う。</p> <p>（任命）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六十条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p>

三〇五 (略)

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場合には、これを罷免することができる。

三〇五 (略)

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなった場合には、これを罷免することができる。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき</p>	<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売</p>

所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの

2
く
7 (略)

りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの

2
く
7 (略)

○郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（第五条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第五条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（文書図画の頒布） 第四百二十二条（略） 2～4（略） 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵政株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。 6～13（略） （出納責任者の届出の効力） 第八十三條の二 第八十條第三項及び第四項、第八十二條又は前條第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを日本郵政株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>（文書図画の頒布） 第四百二十二条（略） 2～4（略） 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、郵便事業株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。 6～13（略） （出納責任者の届出の効力） 第八十三條の二 第八十條第三項及び第四項、第八十二條又は前條第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>

○植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）（第五条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 日本郵政株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵政株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、郵便事業株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>

改正案	現行
<p>第四十三条 日本郵政株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、日本郵政株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第四十三条 郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、郵便事業株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第五条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、日本郵政株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（収容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第一百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六</p>	<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、郵便事業株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（収容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第一百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六</p>

号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものの他にこれらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 日本郵政株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条(証明又は確認)の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「日本郵政株式会社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、日本郵政株式会社にその旨を通知しなければ

号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものの他にこれらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条(証明又は確認)の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければ

ばならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、日本郵政株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、日本郵政株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵政株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

ばならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵政株式会社に委託しなければならぬ。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を日本郵政株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵政株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを日本郵政株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を日本郵政株式会社に交付したとき

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならぬ。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したとき

は、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

（日本郵政株式会社による関税の納付等）

第七十七条の三 日本郵政株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 日本郵政株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 日本郵政株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を日本郵政株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により日本郵政株式会社が納付すべき関税については、日本郵政株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額につ

は、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

（郵便事業株式会社による関税の納付等）

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額につ

いて当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、日本郵政株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 日本郵政株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、日本郵政株式会社が第七十七条の三第二項（日本郵政株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本郵政株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 日本郵政株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地につ

いて当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、郵便事業株式会社が第七十七条の三第二項（郵便事業株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地につ

いて直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵政株式会社に通知しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

3 名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、日本郵政株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 日本郵政株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際）に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2
2
4
(略)

いて直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を郵便事業株式会社に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

3 名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵便事業株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際）に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2
2
4
(略)

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第五条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第二項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で<u>日本郵政株式会社</u>を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>日本郵政株式会社</u>は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で<u>日本郵政株式会社</u>に提示して当該郵便物を受け取るときを記載したものを<u>日本郵政株式会社</u>に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を<u>日本郵政株式会社</u>に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（</p>	<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第二項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で<u>郵便事業株式会社</u>を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>郵便事業株式会社</u>は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で<u>郵便事業株式会社</u>に提示して当該郵便物を受け取るときを記載したものを<u>郵便事業株式会社</u>に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を<u>郵便事業株式会社</u>に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（</p>

国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物(関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定の適用を受けられる場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵政株式会社に交付し、その納付を委託しなければならぬ。この場合においては、国税通則法第三章第一節(国税

国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物(関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定の適用を受けられる場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならぬ。この場合においては、国税通則法第三章第一節(国税

の納付)の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物(関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵政株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵政株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」である。

の納付)の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物(関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」である。

項」と読み替えるものとする。

- 7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵政株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 (略)

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一 (略)

- 二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。）日本郵政株式会社

三〇七 (略)

2・3 (略)

項」と読み替えるものとする。

- 7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 (略)

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 (同上)

一 (略)

- 二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。）郵便事業株式会社

三〇七 (略)

2・3 (略)

○郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（第五条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 日本郵政株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>郵便窓口業務等の委託に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</p>	<p>郵便窓口業務の委託等に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）</p> <p>第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による委託については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十二条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 郵便事業株式会社は、郵便窓口業務を自ら行い、又は郵便局株式会社以外の者に委託する場合には、あらかじめ、郵便局株式会社と協議し、郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、郵便法第七十二条第一項の認可の申請が郵便窓口業務</p>

(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)

第三条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を次条第一項各号に掲げる者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第四条 会社の委託により郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければ

を郵便局株式会社以外の者に委託しようとするものであるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちイに該当する者があるもの

(委託業務の再委託)

第四条 郵便局株式会社は、委託業務を行う必要がある場合において、次条第一項各号に掲げる者に再委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に再委託することができる。

(受託者の資格)

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

ばならない。

一～四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、会社から委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務（以下「委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託業務を行うことができる。

第五条 (略)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約（以下「委託契約」という。）を締結しなければならない。

(施設の設置)

第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設（受託者が当該施設において日本郵政株式会社法（平成

一～四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、委託業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、郵便局株式会社から再委託された委託業務（以下「再委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、再委託業務を行うことができる。

第六条 (略)

(再委託契約)

第七条 郵便局株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第五条第一項に規定する者と郵便局株式会社の指定する場所において再委託業務を行う契約（以下「再委託契約」という。）を締結しなければならない。

(施設の設置)

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法

二十二年法律第 号) 第二条第一項に規定する銀行窓口業務及び同条第二項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。) は、同法第七条(第二項第二号を除く。) の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する郵便局とみなす。

3 第一項の施設は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号) 第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号) 第三条第一項、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) 第十九条(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号) 第六十八条第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) 第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号) 第四十一条第二項において準用する場合を含む。) 及び日本郵政株式会社法第七条第二項(第二号に係る部分に限る。) の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

(組合である受託者に係る委託業務の取扱いの基準)

第八条 (略)

(委託契約の解除)

第九条 会社は、受託者が第五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、委託契約を解除しなければならない。

律第百号) 第二条第二項の規定の適用については、郵便局株式会社の営業所とみなす。

(組合である受託者に係る再委託業務の取扱いの基準)

第九条 (略)

(再委託契約の解除)

第十条 郵便局株式会社は、受託者が第六条各号のいずれかに該当するに至ったときは、再委託契約を解除しなければならない。

(他の法律の適用)

第十一条 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第四項、第六項及び第七項

2) 郵便局株式会社は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条（第二項後段を除く。）の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「委託業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項に規定する委託業務をいう。）を行う営業所」とする。

第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第八条第一項の施設をいう。）」と、同法第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」とする。

（総務省令への委任）

第十三条 （略）

（罰則）

（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）

第十条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項の施設をいう。）」とする。

（総務省令への委任）

第十一条 （略）

（罰則）

第十二条 第六条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附則

1| この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2| 日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定により会社の業務が行われる間、第七条第二項中「及び同条第二項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第二項に規定する保険窓口業務、同法附則第二条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務」と、同条第三項中「第七条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第七条第二項」とする。

第十四条 第七条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした郵便局株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。）において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>

○郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、日本郵政株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2539（略）</p> <p>40 郵便事業株式会社が所有する郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第九号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）以下この項において「旧郵政民営化法」という。）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する旧郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とす</p>	<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2539（略）</p> <p>40 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>

41
～
46

る。

(略)

41
～
46

(略)

○地方税法（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に對しては、事業所税を課することができない。 一～二十五（略）</p> <p>二十五の二 <u>日本郵政株式会社が日本郵政株式会社法（平成二十二年法律第 号）第五條第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの</u></p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～39（略）</p> <p>40 <u>日本郵政株式会社が所有する郵政改革法及び日本郵政株式会社法の</u></p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十五の二 <u>郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第四條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの</u></p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～39（略）</p> <p>40 <u>郵便事業株式会社が所有する郵政改革法及び日本郵政株式会社法の</u></p>

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第
号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九
十七号）第七十条第七項及び第七十九条第七項の規定により日本郵政
公社が行う出資に係る固定資産のうち日本郵政株式会社法第五条第一
項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項に規
定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定
資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九
条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から
平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、
当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき
価格の二分の一の額とする。

41
～
46
（略）

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第
号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九
十七号）以下この項において「旧郵政民営化法」という。）第七十条
第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵
便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定
めるもの並びに郵便局株式会社が所有する旧郵政民営化法第七十九条
第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵
便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供する
もので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の
課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第
一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各
年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定
資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とす
る。

41
～
46
（略）

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>（旧郵政被災職員に係る補償の実施等）</p> <p>22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附則</p> <p>（旧郵政被災職員に係る補償の実施等）</p> <p>22 （同上）</p>	
<p>（略）</p> <p>第四条</p> <p>第三項</p> <p>第五号</p>	<p>（略）</p> <p>特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人</p>	<p>（略）</p> <p>第四条</p> <p>第三項</p> <p>第五号</p>	<p>（略）</p> <p>特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人</p>
<p>（略）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人、職員が郵政改革及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）に在職していた</p>		<p>（略）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人、職員が郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）に在職していた期間にあつては旧公社</p>	

(略)	(略)	期間にあつては旧公社
-----	-----	------------

23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。

一 (略)

二 郵政改革法(平成二十二年法律第 号)第二條第三号に規定

する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。

)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの

イ、ニ (略)

三 郵政改革法第二條第四号に規定する郵便保険会社(以下この号に

おいて「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの

イ、ニ (略)

四 (略)

24 (略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

23 (同上)

一 (略)

二 郵便事業株式会社

三 郵便局株式会社

四 郵政民営化法第九十四條に規定する郵便貯金銀行(以下この号に

おいて「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの

イ、ニ (略)

五 郵政民営化法第二百六條に規定する郵便保険会社(以下この号

において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの

イ、ニ (略)

六 (略)

24 (略)

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十三の二 日本郵政株式会社が日本郵政株式会社法（平成二十二年法律第五号）第五条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>十四～三十五 （略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十三の二 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>十四～三十五 （略）</p>

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略）</p> <p>2 日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（イ）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第四十六条第一項（登記）の委員」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役員員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）<u>第二条第三号</u>に規定する郵便貯金銀行（以下この号において「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの</p> <p>イ 一（略）</p> <p>二 郵政改革法<u>第二条第四号</u>に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの</p> <p>イ 一（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役員員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 郵便事業株式会社</p> <p>三 郵便局株式会社</p> <p>四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）<u>第九十四条</u>に規定する郵便貯金銀行（以下この号において「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの</p> <p>イ 一（略）</p> <p>二 郵政民営化法<u>第二百六条</u>に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの</p> <p>イ 一（略）</p> <p>二（略）</p>

3 財務大臣は、前項第二号又は第三号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 (略)

3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 (略)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（願書等の提出の効力発生時期）</p> <p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵政株式会社<small>（郵便の業務を行うものに限る。）</small>に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。</p>	<p>（願書等の提出の効力発生時期）</p> <p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社<small>（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）</small>に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示され</p>

た日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものと
みなす。

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（旧簡易生命保険契約に係る特例）</p> <p>第三条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。）」とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（旧簡易生命保険契約に係る特例）</p> <p>第三条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。）」とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員の純減） 第四十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する「国家公務員の年度末総数」とは、次に掲げる数の合計数をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げる国家公務員以外の常時勤務に服することを要する国家公務員（国際平和協力隊の隊員並びに郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社の役員及び職員で常時勤務に服することを要するものを除く。）の法律に定められた数又は法律の規定に基づき定められた数の当該年度末における数</p>	<p>（国家公務員の純減） 第四十三条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げる国家公務員以外の常時勤務に服することを要する国家公務員（国際平和協力隊の隊員並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社の役員及び職員で常時勤務に服することを要するものを除く。）の法律に定められた数又は法律の規定に基づき定められた数の当該年度末における数</p>

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる資産の譲渡</p> <p>イ <u>日本郵政株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第七条</u>第一項（施設の設置）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条</u>第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（同上）</p> <p>イ <u>郵便事業株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第三条</u>第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条</u>第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売</p>

紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡

ロ・ハ（略）

五十三（略）

渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる
印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（
別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡

ロ・ハ（略）

五十三（略）

改正案	現行
<p>（送達場所等の届出） 第百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵政株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達） 第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること</p>	<p>（送達場所等の届出） 第百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達） 第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること</p>

ができる。郵便の業務に従事する者が日本郵政株式会社（略）の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2・3
（略）

ができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社（略）の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2・3
（略）

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（日本郵政株式会社の営業所であつて、郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵政株式会社に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、日本郵政株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二</p>

二項の規定を準用する。

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、日本郵政株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるとができる。

2・3 (略)

(日本郵政株式会社の責務)

第五条 日本郵政株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

項の規定を準用する。

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、郵便局株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるとができる。

2・3 (略)

(郵便局株式会社の責務)

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

○公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）第二十二條の二及び第二十二條の三（附則第八條の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。）第八條第六項において準用する場合を含む。）の規定の附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金（以下「旧住宅積立郵便貯金」という。）の預金者で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧郵便貯金法第六十條の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構があつせんするものに対する適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）第二十二條の二及び第二十二條の三（附則第八條の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。）第八條第六項において準用する場合を含む。）の規定の附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金（以下「旧住宅積立郵便貯金」という。）の預金者で旧郵便貯金法第六十條（附則第七條第二項）（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六條第一項の規定による解散前の日本郵政公社があつせんするものに対する適用については、なお従前の例による。</p>

○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （業務の特例等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号。以下ホにおいて「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法附則第七条第二項の規定によ</p>	<p>附則 （業務の特例等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条（整備法附則第七条第二項（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりなおその効</p>

3
～
16
(略)

りなおその効力を有することとされる旧郵便貯金法第六十条の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構があつせんするものに対する貸付け

3
～
16
(略)

力を有することとされる場合を含む。)の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政改革に資することを目的とする。</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 一 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百五十四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百五十四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p>

<p>三 当該委託を受ける者が日本郵政株式会社以外の者であるときは、 次項の規定により日本郵政株式会社に再委託するものであること。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該委託を受ける者が日本郵政株式会社以外の者であるときは、 次項の規定により日本郵政株式会社に再委託するものであること。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p><u>（失効）</u></p> <p>第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十二（略）</p> <p>十三 旧公社 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（以下「旧郵政民営化法」という。）<u>第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。</u></p> <p>十四 郵便貯金銀行 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）<u>第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。</u></p> <p>十五 郵便保険会社 郵政改革法第二条第四号に規定する郵便保険会社をいう。</p>	<p>附則</p> <p><u>（失効等）</u></p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する規定は、郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>一 〇十二（略）</p> <p>十三 旧公社 郵政民営化法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。</p> <p>十四 郵便貯金銀行 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。</p> <p>十五 郵便保険会社 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。</p>

十六・十七 (略)

(郵便貯金法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に発行された払戻証書については、旧郵便貯金法第六条、第三十七条第一項(旧郵便貯金法第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)、第三十八から第四十条まで(旧郵便貯金法第四十五条第三項(旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)、及び第五十五条第一項(旧郵便貯金法第五十七条第五項において準用する場合)及び旧郵便貯金法第五十九条において準用する旧郵便貯金法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条第一項(第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社の定める場合	郵便貯金銀行(郵政改革法(平成二十二年法律第 号)第二条第三号)に規定する郵便貯金銀行を除いて、通帳の提示を受け、又は
---	----------	---

十六・十七 (略)

(郵便貯金法の廃止に伴う経過措置)

第四条 (同上)

第三十七条第一項(第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社の定める場合	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十条)に規定する郵便貯金銀行を除いて、通帳の提示を受け、又は
---	----------	---

第五条 (略)

2 (略)

3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。）附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条・第七条 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。）附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条・第七条 (略)

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 次に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの、同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するもの及び国際郵便為替に該当するものを除く。

)については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条、第三十五条、第五章及び第三十八条の人を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政改革法(平成二十二年法律第 号)第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

第九条 国際郵便為替については、旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるの

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 次に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの、同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するもの及び国際郵便為替に該当するものを除く。

)については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条、第三十五条、第五章及び第三十八条の人を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

第九条 国際郵便為替については、旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるの

は、「郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。」とする。

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。）については、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

一〇八 (略)

2・3 (略)

第十三条 国際郵便振替については、旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社（以

は、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。）については、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

一〇八 (略)

2・3 (略)

第十三条 国際郵便振替については、旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社（以

下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

2 (略)

第十四条・第十五条 (略)

(日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置)

第三十条～第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八 (略)	第五十八 (略)	条第一項 公社に対し	郵便貯金銀行（郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）に対し
(略)	(略)	(略)	(略)

第四十三条・第四十四条 (略)

下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

2 (略)

第十四条・第十五条 (略)

(日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置)

第三十条～第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

2 (同上)

第五十八 (略)	第五十八 (略)	条第一項 公社に対し	郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）に対し
(略)	(略)	(略)	(略)

第四十三条・第四十四条 (略)

(日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置)

第四十五条～第四十九条 (略)

第五十条 この法律の施行の際現に係属している旧公社法施行法第二十条に規定する訴訟事件又は非訟事件であつて各承継会社等(旧郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。)が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該承継会社等を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第五十一条～第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員から引き続き第十二条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「旧法」という。)第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員(旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第一百七七条において「一般職国家公務員」という。)となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。旧公社の職員としての在職期間

(日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置)

第四十五条～第四十九条 (略)

第五十条 この法律の施行の際現に係属している旧公社法施行法第二十条に規定する訴訟事件又は非訟事件であつて各承継会社等(郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。)が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該承継会社等を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第五十一条～第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員であつた者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法(以下この条において「新法」という。)第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社が、第二十三条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（次項において「旧法」という。）の適用を受ける旧公社の職員に係る労働組合に対してした行為（日本郵政株式会社にあつては、旧郵政民営化法第七十一条第一項の規定による交渉及び承継労働協約の締結に係るものに限る。以下この項において同じ。）についての労働組合法第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社が行った行為は、承継会社（旧郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）がした行為とみなす。

2・3 (略)

（郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社が、第二十三条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（次項において「旧法」という。）の適用を受ける旧公社の職員に係る労働組合に対してした行為（日本郵政株式会社にあつては、郵政民営化法第七十一条第一項の規定による交渉及び承継労働協約の締結に係るものに限る。以下この項において同じ。）についての労働組合法第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社が行った行為は、承継会社（郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）がした行為とみなす。

2・3 (略)

（郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の

う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第

一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。以下「旧郵政民営化法」という。）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として旧郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第六十八条～第七十四条（略）

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、旧郵政民営化法第百六十七条の規定により引き続いて承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、

施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第六十八条～第七十四条（略）

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第百六十七条の規定により引き続いて承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、か

かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2・3 (略)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条 (略)

2・4 (略)

5 新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契

つ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2・3 (略)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条 (略)

2・4 (略)

5 新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契

約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」という。）又は旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が、施行日において新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って預入等をしたものとみなして、新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適用する。この場合において、旧郵政民営化法第七十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 〳 10 (略)

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する第百

約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」という。）又は旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が、施行日において新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って預入等をしたものとみなして、新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適用する。この場合において、郵政民営化法第七十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 〳 10 (略)

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であった者に対する第一百二十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新

十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 (略)

5 旧公社の職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については

「法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 (略)

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとす

、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十三条 この法律の施行前に第百二十条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(旧郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 この法律の施行前に第百二十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(旧郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

254 (略)

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお

る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十三条 この法律の施行前に第百二十条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 この法律の施行前に第百二十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

254 (略)

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びにこの法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。）附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。）附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第</p>

第六条・第七条 (略)

(日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置)

第四十五条～第四十八条 (略)

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条・第七条 (略)

(日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置)

第四十五条～第四十八条 (略)

第四十九条 (同上)

一 (略)

二 郵便事業株式会社

三 郵便局株式会社

四 (略)

五 (略)

六 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条及び第九十四条において「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条（略）

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十九条（略）

2 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社（郵政改革法第二十六条の規定による合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を含む。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならぬ。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条（略）

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十九条（略）

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に

伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。</p>

○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第五十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法の施行の日以後は、旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。）は、新商店街組合法第六十七条の二第一号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p>	<p>附則 第五十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 郵政民営化法の施行の日以後は、旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。）は、新商店街組合法第六十七条の二第一号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>附則</p> <p>第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移</p>	<p>附則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若</p>

管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）（第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百十四条 旧所得税法別表第一一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、<u>郵政改革法（平成二十二年法律第</u> <u>号）第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第</u> <u>号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（次項において「旧郵政民営化法」という。）</u>第百八条第一号イの規定を適用する。</p> <p>2 旧所得税法別表第一一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの（</p>	<p>附則</p> <p>（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百十四条 旧所得税法別表第一一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、<u>新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第百八条第一号イの規定を適用する。</u></p> <p>2 旧所得税法別表第一一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの（</p>

前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその旧郵政民営化法第七十七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定の適用については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその郵政民営化法第七十七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定の適用については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

○日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、再編準備期間（郵政改革法（平成二十二年法律第号）附則第二号に掲げる規定の施行の日から同法の施行の日の前日までの期間をいう。以下同じ。）における日本郵政株式会社、郵便貯金銀行（同法第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第四条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の株式の処分の停止、旧郵便貯金周知宣伝施設（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）附則第二号第一項第一号イに掲げる施設をいう。以下同じ。）及び旧簡易保険加入者福祉施設（同号ロに掲げる施設をいう。以下同じ。）の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。</p> <p>（日本郵政株式会社の株式の処分の停止）</p> <p>第二条 政府は、日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、再編準備期間中、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分しては</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一条に規定する郵政民営化をいう。）について、国民生活に必要な郵政事業（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。））、郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行う事業をいう。）に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止、旧郵便貯金周知宣伝施設（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）附則第二号第一項第一号イに掲げる施設をいう。以下同じ。）及び旧簡易保険加入者福祉施設（同号ロに掲げる施設をいう。以下同じ。）の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。</p> <p>（日本郵政株式会社の株式の処分の停止）</p> <p>第二条 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、そ</p>

ならない。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止)

第三条 日本郵政株式会社は、再編準備期間中、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならない。

(旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止の停止)

第四条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、再編準備期間中、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならない。

第五条 削除

の保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならない。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止)

第三条 日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、前条の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならない。

(旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止の停止)

第四条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、第二条の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならない。

(郵政民営化法の特例)

第五条 第二条の別に法律で定める日までの間における郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十一条中「附則」とあるのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第百号)第六条の規定により読み替えられた日本郵政株式会社法附則」と、「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同条第二号中「又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び」とあるのは「及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びに」

(日本郵政株式会社法の特例)

第六条 再編準備期間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第二条中「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「総数の三分の一を超える株式」とあるのは「総数」と、同法第五条中「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行（郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二条第三号に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第四号に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）」と、同法第二十二条第二号中「第五条」とあるのは「日本郵政株式会社、

と、同法第三号中「前二号」とあるのは「前号」と、同法第六十三条第一項中「前二条」とあるのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分等の停止等に関する法律第五条の規定により読み替えられた第六十一条」と、「並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十一条及び第六十二条」とあるのは「及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分等に関する法律（平成二十一年法律第百号）第五条の規定により読み替えられた郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十一条」と、「並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）」と、同法第二十二条第二号中「第五条」とあ

(日本郵政株式会社法の特例)

第六条 第二条の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第二条中「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「総数の三分の一を超える株式」とあるのは「総数」と、同法第五条中「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）」と、同法第二十二条第二号中「第五条」とあ

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）第六条の規定により読み替えられた第五条」と、「及び郵便局株式会社」とあるのは、「郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」と、同法附則第二条第一項中「会社は、平成二十四年九月三十日までの間」とあるのは「会社は」と、「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同項第二号中「施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設」とあるのは「施設」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

るのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）第六条の規定により読み替えられた第五条」と、「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」と、同法附則第二条第一項中「会社は、平成二十四年九月三十日までの間」とあるのは「会社は」と、「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同項第二号中「施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設」とあるのは「施設」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 郵政民営化 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号。以下「整備法」という。）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。以下「旧法」という。）第一条に規定する郵政民営化をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 郵便貯金銀行 銀行業を営ませるために旧法第九十五条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立した株式会社をいう。</p> <p>四 郵便保険会社 生命保険業を営ませるために旧法第二百二十七条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立した株式会社をいう。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 郵政民営化 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一条に規定する郵政民営化をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 郵便貯金銀行 銀行業を営ませるために郵政民営化法第九十五条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立した株式会社をいう。</p> <p>四 郵便保険会社 生命保険業を営ませるために郵政民営化法第二百二十七条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立した株式会社をいう。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣は、第一項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一〇十 (略)

十一 施行日において、郵便局（新日本郵政株式会社法第二条第三項に規定する郵便局をいい、整備法第六条の規定による改正後の郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第二項に規定する施設を含む。）を新日本郵政株式会社法第七条第一項の規定に適合して設置することとしていること。

十二 (略)

4〇6 (略)

(旧法の効力)

第五十三条 日本郵政株式会社については、旧法第五章第四節、第六十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項、第六十四条から第六十九条まで及び第八十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、再編準備期間（附則第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの期間をいう。以下同じ。）中、なおその効力を有する。この場合に

3 (同上)

一〇十 (略)

十一 施行日において、郵便局（新日本郵政株式会社法第二条第三項に規定する郵便局をいい、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第〇五十三号）第一条において「整備法」という。）第六条の規定による改正後の郵便窓口業務等の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第二項に規定する施設を含む。）を新日本郵政株式会社法第七条第一項の規定に適合して設置することとしていること。

十二 (略)

4〇6 (略)

(旧法の効力)

第五十三条 日本郵政株式会社については、整備法第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（以下「旧法」という。）第五章第四節、第六十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項、第六十四条から第六十九条まで及び第八十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、再編準備期間（附則第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日ま

において、旧法第六十一条第二号中「又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び」とあるのは、「及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びに」とする。

2・3
(略)

での期間をいう。以下同じ。)中、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十一条第二号中「又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び」とあるのは、「及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びに」とする。

2・3
(略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2（同上）</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="804 215 858 618">期限</td> <td data-bbox="804 618 858 1070">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 215 804 618"> <p>（略） 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二十四条第一項に規定する郵政改革に係る特定日</p> </td> <td data-bbox="528 618 804 1070"> <p>同法第十八条第一項に規定する事務</p> </td> </tr> </table>	期限	（略）	<p>（略） 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二十四条第一項に規定する郵政改革に係る特定日</p>	<p>同法第十八条第一項に規定する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="804 1160 858 1527">期限</td> <td data-bbox="804 1527 858 2020">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1160 804 1527"> <p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p> </td> <td data-bbox="528 1527 804 2020"> <p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p> </td> </tr> </table>	期限	（略）	<p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p>	<p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p>
期限	（略）								
<p>（略） 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）第二十四条第一項に規定する郵政改革に係る特定日</p>	<p>同法第十八条第一項に規定する事務</p>								
期限	（略）								
<p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p>	<p>3・4（略） （審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p>								
<p>3 郵政改革法第二十四条第一項に規定する郵政改革に係る特定日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる郵政改革推進委員会</p>	<p>2（略）</p>								

は、本府に置く。

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、<u>郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七十八 （略）</p> <p>七十九 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとき）<u>れ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をい</u></p>	<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、<u>郵便事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一〜七十八 （略）</p> <p>七十九 郵便事業に<u>関すること。</u></p>

う。一) に関すること。

七十九の二 (略)

七十九の三 (略)

八十九の九 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2～4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限 (略)	事務
-----------	----

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。

七十九の四 (略)

七十九の五 (略)

八十九の九 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の五、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2～4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (同上)

期限 (略)	事務
-----------	----

3
(略)

3
(略)

平成二十九年
九月三十日

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に規
定する事務を行うこと。